

水戸市と公益社団法人水戸青年会議所との「未来を描く・みと・市民討議会」開催に関する協定書

水戸市（以下「市」という。）及び公益社団法人水戸青年会議所（以下「青年会議所」という。）は、次の条項により協定（以下「本協定」という。）する。

（目的）

第1条 本協定は、市が策定する水戸市第7次総合計画及び青年会議所の組織運営に、市民による幅広い意見交換を通じたこれからの水戸のよりよいまちづくりに資する提案を反映させていくため、市と青年会議所が互いに連携協力して、「未来を描く・みと・市民討議会」（以下「市民討議会」という。）を開催し、もって、市民のまちづくりへの参加意欲の醸成、啓発を図るとともに、市民と行政との協働による新たな水戸のまちづくりを推進することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 市及び青年会議所は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 市民討議会の運営に関すること。
- (2) 市民討議会の報告書の作成に関すること。
- (3) 市民討議会の結果等の公開に関すること。
- (4) まちづくりに資する提案の水戸市第7次総合計画及び青年会議所の組織運営への反映に向けた取組に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市及び青年会議所が必要と認める事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項に係る具体的内容、役割分担及び経費負担は、市及び青年会議所が協議の上、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 市及び青年会議所は、本協定に基づく取組の実施に際して知り得た情報を第三者に開示若しくは漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も、また、同様とする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、市及び青年会議所が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び青年会議所が署名の上、各自1通を保有する。

令和4年10月17日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号

水戸市

水戸市長

高橋 靖

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県三の丸庁舎1階

公益社団法人水戸青年会議所

理事長

浅川 宗典